

保税蔵置場の許可の失効について

関税法第47条第2項の規定に基づき、下記のとおり公告する。

令和7年7月16日

大阪税関長　日置重人

記

(保税蔵置場)

被許可者の名称及び住所	保税地域の名称及び所在地	許可失効原因	蔵置中の 外 国 貨 物 の 搬 出 期 限	許可失効 年 月 日
新洋海運株式会社 大阪府堺市堺区大町東1丁1番10号	新洋海運株式会社 南港J埠頭商品流通センター 大阪府大阪市住之江区南港南6丁目7番61号	許可期間 満了	—	令和7年 6月30日